

尾張旭市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

平成31年1月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 秋 田 進

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

健康福祉部（福祉課、長寿課、健康課、保険医療課）

3 監査の期間

平成30年11月22日から平成30年12月26日まで

4 監査の方法

平成30年度（平成30年10月31日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、一部の課において不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項（注意すべきもの）

- (1) 子どもの学習支援事業（後期分）委託契約締結伺いにおいて、副市長専決である委託契約の締結決裁が部長において行われている。尾張旭市決裁規程により、500万円を超える委託料については、副市長の専決事項とされている。（福祉課）
- (2) 保育園歯磨き指導の実施伺いにおいて、部長専決である報償費についての決裁が課長において行われている。尾張旭市決裁規程により、10万円を超える報償費については、部長専決事項とされている。（健康課）
- (3) 日々雇用者（雇い上げ）傷害保険の加入手続において、見積書の徴収が1者のみとなっている。尾張旭市契約規則第25条の2により、随意契約による契約をしようとするときに契約金額の総額が10万円を超えるときは、2人以上の者から見積書を徴収する必要がある。また、契約の相手方を任意に特定する場合には、根拠条文や契約の相手方を選定した理由等を明確に施行伺いに記述する必要がある。（健康課）

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

こども子育て部（こども未来課、保育課、こども課）

3 監査の期間

平成30年11月22日から平成30年12月26日まで

4 監査の方法

平成30年度（平成30年10月31日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、一部の課において不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項（注意すべきもの）

- (1) 児童クラブ空調機保守点検業務委託等において、予定価格書が作成されていない。尾張旭市契約規則第26条により、随意契約によろうとするときは、予定価格を定める必要がある。また、同条ただし書の規定により、予定価格の決定を省略する場合は、契約金額が30万円以下とされている。（こども課）
- (2) 発達支援連携事業委託業務において、随意契約公表の事務手続が適切に行われていない。

随意契約ガイドラインでは、随意契約を締結する場合において、予定価格が契約規則第25条に定める金額の範囲を超えるときは、随意契約確認表を作成し、内容の公表を行うこととしている。（こども課）